

議提第 2 号

公立刈田総合病院存続のため、白石市外二町組合が指定管理者制度を活用した公設民営による運営を行うことを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和 4年 6月 3日

提出者 白石市議会議員 佐久間 儀 郎

賛成者 白石市議会議員 四 竈 英 夫

〃 〃 森 建 人

〃 〃 角 張 一 郎

〃 〃 大 森 貴 之

〃 〃 菊 地 忠 久

〃 〃 佐 藤 秀 行

白石市議会議長 小 川 正 人 殿

公立刈田総合病院存続のため、白石市外二町組合が指定管理者制度を活用した公設民営による運営を行うことを求める意見書

令和4年3月31日、「公立刈田総合病院運営検討委員会」による最終提言が、白石市外二町組合管理者に対しなされました。

提言の骨子は、「1. 令和4年6月までには公設民営化への具体的方向性を決定すること」「2. 早急に公立刈田総合病院新改革プラン（令和版）を作成すること」であります。これは、令和3年6月23日の中間提言を踏まえ、病院の現状を整理した上でなされたものであり、尊重すべき重要な提言であると考えます。

また、白石市外二町組合は、令和3年度末、総務省と地域医療振興協会の共同事業である「公立病院医療提供体制確保支援事業」の申請を行い、白石市議会においても、令和4年4月8日の全員協議会において、当事業が採択された場合、白石市外二町組合が「公立病院医療提供体制確保支援事業」を推進することに賛同することで一致しました。

このことから、多くの市民は、国の支援事業に沿って、公設民営化を進める方針に白石市議会の足並みが揃ったと認識しているところです。

その後、総務省の審査結果では、白石市外二町組合（公立刈田総合病院）においては、既に病床機能の転換や経営形態の見直し等に関する計画を策定済みであることから、「公立病院医療提供体制確保支援事業」ではなく、地方公共団体が支援を希望する課題に、対応可能な専門的知識を有する人材を派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」の活用が妥当であるとの決定でありました。

すなわち、国の審査結果は、実質的に、公立刈田総合病院の実情を理解し、当初の「公立病院医療提供体制確保支援事業」を一步進め、アドバイザーの派遣を受けながら経営形態の抜本的見直しを図り、地域医療提供体制を確保するよう促したものと受け止めてよいと考えます。

一方、令和3年10月11日に開催された白石市外二町組合正副管理者会議においては、令和5年3月31日に白石市外二町組合を解散した上で、白石市が単独で指定管理者制度により（仮称）白石市立病院を運営することで合意したことが報道されています。

しかしながら、白石・刈田地区の医療圏においては、一市二町での広域的医療の枠組みは維持されてしかるべきものと考えます。

よって、白石市議会は、市民の健康と命を守り、そして医療関係者が安心して働ける地域医療の拠点である公立刈田総合病院が、一市二町での広域的医療の枠組みを維持しつつ、国の支援事業を受けながら存続できるよう、白石市外二町組合管理者に対し、下記の事項について強く求めます。

記

1. 白石市外二町組合正副管理者は、白石市外二町組合の解散及び（仮称）白石市立病院の設置・運営ありきではなく、十分な話し合いと情報共有のもと、公立刈田総合病院が存続できるよう努めること。
2. 公立刈田総合病院の存続のため、指定管理者制度を活用した公設民営による運営の検討が可能となるよう、速やかに、白石市外二町組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正すること。
3. 指定管理者制度を活用した公設民営による病院の運営については、白石市外二町組合を解散することなく、現体制のまま存続を図ることができるよう、具体的方向性の検討に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年 6月 3日

白石市議会議長 小川 正人

白石市外二町組合
管理者 山田 裕一 殿